



# 所得税や市・県民税の申告は正しくお早めに

平成28年分の所得（所得税、市・県民税）の申告が始まります。例年申告期間中は会場が混み合いますので、あらかじめ必要書類の確認を行い、ご自分で作成して早めに提出するようお願いします。

## 所得税の確定申告

昨年1年間の事業や収入の総決算です。事業をしている方はもちろん、公的

年金収入以外にも収入のある方、または給与収入のある方でも次のような方は確定申告をしてください。

- ・給与の年収が2000万円を超える方

- ・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与の支払いを2力所以上から受けており、年末調整されていない給与の収入金額と給与所得以外の所得金額

### 津島税務署が開設する申告受付会場

場 所	期 間	受付時間
津島商工会議所	2月16日(木)～3月15日(木)の平日 2月19日(日)・2月26日(日)	午前9時～午後5時 (午後4時までにお越しください)

### 市が開設する申告受付会場

場 所	期 間	受付時間
市役所4階 大会議室	2月16日(木)～3月15日(木)の平日 ただし、市・県民税の申告に限り、2月14日(水)から受付します。	午前8時30分～11時 午後1時～4時
神守支所	2月16日(木)～2月28日(木)の平日 3月6日(月)～3月15日(木)の平日	午前9時～11時 午後1時～4時
神島田連絡所	3月1日(水)～3月3日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時

※会場の混雑状況により、受付を早く終了する場合があります。

の合計額が20万円を超える方  
・確定申告をしないと所得税が還付される方

### 申告期間

右表のとおり  
申告会場  
津島商工会議所・市役所・神守支所・  
神島田連絡所

## 市・県民税の申告

平成29年1月1日現在、市内に居住している次の方は、市・県民税の申告をしてください。なお、所得税の確定申告書を提出された方は、市・県民税の申告書も併せて提出したことになるため、あらためて市・県民税の申告をする必要はありません。

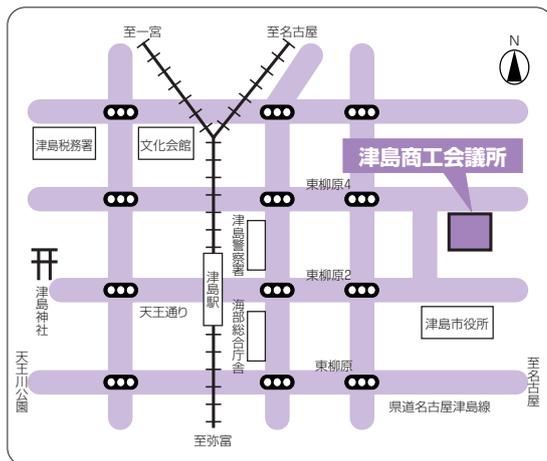
- ・平成28年中に所得があった方
- ・給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書（源泉徴収票）が提出されていない方
- ・給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の方
- ・公的年金収入400万円以下で公的年金以外の所得が20万円以下の方で、源泉徴収票以外の所得控除等がある方
- ・災害や盗難などの雑損控除や医療費控除などを受けようとする方
- ・住所が市外にあつて、事務所、事業所、家屋敷が市内にある方

### 申告期間

上表のとおり  
申告会場  
市役所・神守支所・神島田連絡所

### 問合せ

所得税 津島税務署  
☎26-2161  
市・県民税 市税務課市民税G  
内線2201～2204



## 申告の相談をされる方へ

◆次の方は、津島税務署（津島商工会議所内申告会場）へ

- ・個人事業主等で青色決算書が未作成または作成の相談をされる方
- ・平成28年中に土地や家屋、株式を売却された方
- ・家屋の新築または購入などにより新たに住宅借入金等特別控除を受けられる方
- ・確定申告をされる方で初めて事業所得（営業等、農業）または不動産所得を申告される方
- ◆医療費の合計はご自分で  
医療費の領収書の合計金額を計算し、保険金などで補てんされる金額を確認した上でご来場ください。

◆必要書類等の確認を  
申告に必要な書類等（印鑑・源泉徴収

票・生命保険料および地震保険料の控除証明書・「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」などは、あらかじめ確認の上でご持参ください。

なお、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料と介護保険料の納付額確認書については、「市政のひろば」1月号11ページをご覧ください。

### ◆ご理解ください

市役所・神守支所・神島田連絡所の申告会場では、1日で受付できる件数に限りがあるため、番号札制で受付をしています。受付時間終了前でも番号札が終了する場合がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### ※平成28年分申告時の主な注意点

#### ◆マイナンバー制度の導入

平成28年分以降の申告書の提出の際には、個人番号（12桁）の記載および本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

【本人確認（番号確認および身元確認）を行うときに使用する書類の例】

- 1 個人番号カード（番号確認と身元確認）
- 2 通知カード（番号確認）と運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元確認）

#### ◆給与所得控除の見直し

平成26年度税制改正により、給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられます。

### 給与所得控除上限額の変更

区分	現行（平成26年度～平成28年度課税分）	平成29年度課税分	平成30年度以後の課税分
上限額が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

#### ◆日本国外に居住する親族に係る扶養控除等書類の添付等の義務化

平成27年度税制改正により、平成28年1月1日以後に支払われる給与等に係る確定申告や市・県民税の申告等において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、「親族関係書類（国外居住親族が納税者の親族であることを証するもの）」および「送金関係書類（納税者がその年において国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払いを必要の都度行ったことを明らかにするもの）」の添付または提示が必要となります。

※親族・送金関係書類が外国語で作成されている場合は翻訳文を添付する必要があります。

### 障害者控除対象者認定書の発行

65歳以上で介護保険による要介護認定を受けている方を対象に、「障害者控除対象者認定書」を発行します。所得税および市県民税の障害者控除を受けるために、確定申告の際に添付していただくものとなります（障害者手帳とは異なります）。

#### 対象

・特別障害者 12月31日現在の要介護認定が「要介護4または5」で、寝たきりまたは重度の認知症の方

・障害者 12月31日現在の要介護認定が「要介護1以上の方」※要介護認定の判定において、障害高齢者の日常生活自立度または認知症高齢者の日常生活自立度が基準以上である方が対象です。

#### 申請により発行します

該当すると思われる方には、1月中に申請の案内を送付しています。発行を希望される方は、郵送または申請書をお持ちの上、直接左記へ。

問合せ 高齢介護課介護保険G

内線2143

# あなたの申告は？

下記の①②③の当てはまる場所で確認してください。

## ① 給与

年末調整は済んでいますか？

はい

いいえ

次のうち1つでも該当しますか？

- ・年末調整済以外の給与がある。
- ・年金など給与以外の所得がある。

はい

いいえ

それは20万円を超えていますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

控除に変更がありますか？  
(扶養控除・住宅借入金等特別控除・医療費控除・雑損控除等)

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

申告の必要はありません。

次のうち1つでも該当しますか？

- ・給与を2カ所以上からもらっている。
- ・給与が103万円を超える。
- ・源泉徴収されている。
- ・年金など給与以外の所得が20万円を超える。

いいえ

はい

所得税の確定申告をしてください。

所得税の確定申告の必要はありませんが、扶養親族の状況、各種控除合計額によって市・県民税の申告が必要となる場合があります。

## ② 個人事業など

個人事業

不動産などの収入

土地・家屋の売却

昨年、所得税の確定申告をしましたか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

所得額が控除額を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

市・県民税の申告をしてください。

## ③ 年金

1年間の年金収入が400万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

年金以外の所得が1年間で20万円を超えますか？

はい

いいえ

所得税の確定申告をしてください。

あなたの年齢は65歳以上ですか？(昭和27年1月1日以前生まれの方)

はい

いいえ

年金収入が年間で148万円を超えますか？

年金収入が年間で98万円を超えますか？

いいえ

いいえ

申告の必要はありません。  
ただし、源泉徴収されている方は所得税の確定申告をすると所得税が還付されます。

※給与と所得と年金所得がある方は、年金収入が400万円以下であっても、給与所得が20万円を超えていれば、今までどおり確定申告書の提出が必要となります。

市・県民税の申告をしてください。(源泉徴収票どおりの場合は、申告の必要はありません)  
ただし、収入金額や扶養親族の状況、各種控除によって所得税の確定申告が必要となる場合があります。

## ①②③のいずれにも当てはまらない方

家族の扶養に入っていますか？(税法上の扶養)

はい

いいえ

申告の必要はありません。

市・県民税の申告をしてください。

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入の方、福祉医療制度を利用の方などは、収入がない場合でも申告してください。